

第十回国会 運輸委員會會議錄第十八号

昭和二十六年三月三十日(金曜日)

午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 前田 郁君

理事 大澤嘉平治君 理事 岡田 五郎君

理事 坪内 八郎君

岡村利右衛門君

片岡伊三郎君

玉置 信一君

前田 正男君

山口 岩男君

山口シヅエ君

飯田 鏡茂君

出席國務大臣

運輸大臣 山崎 猛君

出席政府委員

運輸事務官(大

臣官房長) 荒本茂久二君

運輸事務官(鉄

道監督局長) 足羽 則之君

運輸事務官(鉄

道監督局長) 唐澤 勳君

運輸事務官(港

灣局長) 黒田 静夫君

委員外の出席者

参議院議員 岡田 信次君

参議院議員 鈴木 恭一君

運輸事務官(鉄

道監督局長) 三木 晴雄君

運輸事務官(港

灣局長) 岩村 勝君

専門員 堤 正威君

三月三十日

港灣運送事業法案(鈴木恭一君外四

名提出、参法第一五号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

港灣法の一部を改正する法律案(坪

内八郎君外五名提出、参法第二二号)

帝都高速交通営団法の一部を改正

する法律案(参議院提出、参法第八

号)

港灣運送事業法案(鈴木恭一君外四

名提出、参法第一五号)(予)

国鉄地方機構に関する件

○前田委員長 これより会議を開きま

す。

帝都高速交通営団法の一部を改正

する法律案を議題とし、前会に引

続き質疑を続けます。前田正男君。

○前田(正)委員 前会の参考人の話を

もとにいたしました、その質問の途中

におきますところの、私の質問を保留

した分につきましては、提案者がお見え

になりませんので、先に政府委員から

御答弁を願いたいと思います。

過日の参考人のおいでになりました

ときの私の質問で明らかになりました

通り、現在のところ預金部資金の運用

の大綱には、営団に出すということが

入っていないという事は明瞭であり

ます。これにつきましては、ある程度

の了解をとっておられるようでありま

すけれども、この問題はまだ政治的に

いろいろ関係もあると思うのであり

ますが、とにかく現在のところ、まだ

これが資金計画に入っていないという

ことは明瞭だと思いますが、この点に

ついてもう「べん再確認をいたしたい

と思います。

○唐澤政府委員 今のお話の通りその

わく、あるいは類等はきまつておりま

せん。

○前田(正)委員 私はこの法案の審議

の当初からお話しておたのでありま

すけれども、預金部資金を借りるため

という話でありましたが、実際のところ

預金部資金の計画の大綱もまだきまつ

ておりませんし、預金部資金法案がま

だできておりませんのに、その問題に

ついて預金部資金を借りるためという

ようなことで、いろいろと督促的なお

話があつたようでありまして、これも

私はその全体の答弁の仕方が非常にお

かしいのではないかと思つておりま

す。現在預金部資金の計画の中には入

っていないが、それを一つふやしても

らわなければならぬ。従つてそれをと

りたいと思ふからというような話に、

初めから持つて行くべきものではない

かと考えております。どうも私に對す

る答弁が、非常に違つたような話

でありまして、見返り資金の問題につ

きまして、当初は見返り資金を借り

るためという話でありましたけ

れども、現在すでに借りておるものであ

りまして、これに對する担保の問題と

いうお話もありますけれども、すでに

借りておられますので、担保の問題につ

きましては、急を要する問題でない

私は考えるのであります。こういうよ

うな問題について、御答弁の内容が率

直なところがないように思いますが、

今後もう少し率直に御答弁を願いたい

と思います。

次に管理委員会の問題でありますけ

れども、提案者がおられないようであ

りますが、私の聞くところでは、政

府当局及び営団におきましては、当初

この管理委員会の設置については反対

しておられたというように聞いておる

のでありますけれども、その後資金を

借りるために必要があつて、これを設

けることになつたというのであります

が、こういうことはわれわれの考え方

から行きますと、資金を借りるために

公共的な監督は必要でありますけれど

も、管理委員会を設けなければならぬ

という規定はどこにもない私は思う

のであります。現在の法規にはそう

いうところがあるかどうか、政府委員

でお考えがありましたらばひとつ承

りたいと思います。

○唐澤政府委員 ちよつと速記をとめ

ていただきます。

○前田委員長 ちよつと速記をとめて

ください。

〔速記中止〕

○前田委員長 速記を始めてくださ

い。

○前田(正)委員 今のお話に關してで

あります。何も私は管理委員会を設

けなければ、見返り資金とか預金部資

金を借りられないという事はないと

思ふのであります。現行借りておるの

であります。見返り資金、預金部資金

を借りておられますところは、全部管

理委員会を設けておるかという、設け

ておられません。それは別に管理委員

会をつくらなければならないというこ

は、法規にはないと思ひます。ただ

いろいろの了解事項のために、嚴重な

監督があるという事は、政府の財政

資金のことでありまして、それは何

も管理委員会の形式によらなければな

らないという事はないと思つておる

のであります。その点について、皆

さんは当初はそういうことの必要はま

だないというように考へておつたとい

うようなお話でありますけれども、私

といたしましては、そういうふうな状

態になつて来まして、現在のこの委員

会の空気がいたしましては、また一

般的な国会の空気がいたしましては、こ

ういうふうな中間的な機関を設けると

いうことはあまり賛成できない、そう

いう空気が非常に多いのであります。

国民を代表しているのは国会でありま

して、それをまた代表しているのは大

臣でありますから、大臣が監督する方

が、その間に中間的な存在を置くとい

うことは、かえつて國民を代表して

いる意思を鈍らすものになると思ひ

てあります。なるべく國民を代表し

てゐる意思に近いところの監督を受け

るというのが、当然の行き方であると

私は思ふのであります。そこでこうい

うふうな意見を持つておられるのにつ

いては、いろいろ了解事項の關係か

ら、管理委員会を設けなければならぬ

ことになつたといつたとしても、皆さ

んがそういうふうな考へたからこの法

案を国会に提出して、そうして政府と

営団の方でそういうことを了解したか

ら、国会もそれを了解してくれ、そう

してこの法案をなるべく早く通じてくれ、そういうふうなやり方というものは、私は国会を無視しておるのではないかと思うのであります。私は、われわれ国会の意思は皆さんも大体おわかりになつておると思うのであります、そういうことについては極力事前におきまして、あるいはまた当事者において行き詰まつた場合には、少くとも与党である自由党とか、あるいは常任委員会とか、そういうところに連絡して、国会も相ともにいろいろ折衝いたしまして、それでもだめな場合においてはやむを得ないのでありますけれども、そういうことによりましていろいろ打開の道が開けた例はたくさんあるのであります、私もその経験を持つておるのであります。せつかく常任委員会があるのでありますから、この常任委員会に連絡されて、法案として提出される前に連絡折衝すべきものであると私は考えるのであります。少くとも与党たる自由党には連絡すべきではないかと思ひます。こういう点におきまして、今回のやり方というものは、われわれの審議権を無視した、われわれとしては非常に納得のしがたいやり方であるというように存するのであります。この点については、私は同僚の委員の方と御相談さしていただいて、できれば国会の意思といたしまして修正し、そうしてこれの折衝に入る必要があると考へておるのであります。

最後に提案者にお聞かせ願ひたいと思ふのであります、私たちはそういう

うふうにもう少し国会を尊重して、法律案を提出する前に国会と連絡するのが、国会を重視するゆえんであると考えるのでありますけれども、こういうふうな今回の国会軽視の提案の仕方というものは、国会議員の一人である岡田さんとしては、いかにお考えになつておりますか。われ／＼の方の考へておることがもつともであるかどうかというのを最後にお聞きいたします。私の質問を終わりたいと思ひます。

○岡田参議院議員　少し遅れまして致縮であります。ただいま前田さんのお話の国会尊重論につきましては、私どももまったく同感でございます。またそういうふうな今後も努めて参りたいと考えております。ただこの管理委員会の問題につきましては、私は少しく前田さんと意見を異にいたしました。かかる公共性を帯びておる企業体には、總裁独自ではなくて、やはりかかる機関を持つておるのがいいのではないかと、というふうに考えておりましたので、その点に関しましては、特に国会を輕視するとも考えなかつたので、従来のような態度をとつて参つたのであります。この点は御了承を願いたいと思ひます。

○前田(正)委員 この管理委員会のことは、先ほどお話がありました通り、必ずしもそれを置かなければならぬという意見であつたとは私は考えないのでありまして、一般に政府当局その他も、当初置いてはどうかという意見はあつたかもしれませんが、必ずしも置かなければならぬという意見はなかつたのでありまして、金を借りる関係上、そういうたものが必要になつて来

たのではないかと思います。それは必ずしも管理委員会の形式によらなくとも、政府その他の監督さえあればできるということになっておりますから、その問題については自分たちで了解する前に、われ／＼と連絡をとるとするのがほんとうではないか、管理委員会をつくることの是非は別にいたしましても、当然国会に連絡をとつてから、そういうことを決定して法案を持つて行くべきではないか、私はこう考えるのであります。この点について事前の

輕視ではないか、こういうふうに考え
ておるのであります。その点について
の御見解を求めたのでありますけれど
も、いろ／＼と見解の相違もあるよう
であります。私はいづれ皆さんと御
相談してから、われ／＼の態度を決定
いたしたいと思ひます。

○五體(信)委員 私の質問せんとする大部分は、前田委員から御質問があつたので省略いたしますが、先ほども前田委員からお話のあつたように、大臣の監督権が非常に弱体化されており、またなぜそういうようなことを見込まれていたかと疑問を持つ点が、帝帝高富速度交通営団定款に現われておると思ふのです。それは第五十八條「本営団

ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ政府ノ出資ニ
對シ利益金ノ配當ヲ減額シ又ハ之ヲ爲
サザルコトヲ得ルモノトス」という一
項を削除してあるのですが、これはど
ういう關係、どういう意味において削
除されたものか、まずこれをお伺いし
たいと思います。

○三木説明員 高速度交通営団法の第
五十八條の削除につきまして、これは
高速度交通営団法にこの規定がござい

まして、政府出資に對しましては、利益金の配當を減額あるいはこれをしなくともよいという規定が従來あつたわけでございますが、終戦後におきまして、そういつた国の出資と民間出資を不平等に扱うことはいけないということになりました。營団法でこの規定を削除いたしました關係上、定款に書く必要もなくなりました關係で、これを削除いたしましたわけでございます。

○五重(信)委員　今の御説明によるべし、民間出資と政府出資との出資の取

旨からこれを削除したと言われるのでありますが、そうすると交通営団といふものは、将来の運営の面において——減額の反対を言えば増資になるのですが、こういうことは政府の何らの相談を受けずに、交通営団がかつてになし得る、こういうようにも解釈で

ていただきたい。

○岡田参議院議員　これは高速度交通
管団法の第二條に「資本金ハ主務大臣
ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得」
それが生きるわけでございます。

○玉置(信)委員　出資以外の利益配当
等については、どういふことになるの
ですか。

○岡田参議院議員 ただいまのお話の
点は、営団法の施行令の中にありまし
て、主務大臣の認可事項に相なつてお
ります。
○玉置(信)委員 時間を要しますの
で、施行令の要点を、しからばこれに
関連して、どういふようになつていろ
か、ちよつと御説明願います。
○岡田参議院議員 施行令の三十六條
に「帝都高速度交通営団ノ利益金ノ配

當ハ、挾込ミタル出資金額ニ對シ、年百分ノ六ヲ超ユルコトヲ得ズ」かように定められておるのであります。

○玉體(信)委員 ただいまの御説明に
よりまして、配当限度を施行令できめ
てあるということでありますから、主
務大臣というか、政府の監督の問題は
大体わかりました。しかし私も、この
管理委員会設置につきましては、前田
委員が詳細に質疑を行われておるよう
に、実際において理解しがたい点があ
ります。しかし大体質疑応答で繰返

問することをやめまして、先ほど前田委員のお話になりましたように、いずれ御相談があるようでありますから、その機会に譲るといたします。

ここでちよつとお伺いしておきたいことは、この高速度営団の役員が、総裁以下六名ございますが、この役員

の方々の総體を一度も知らず願ひた
と思ひます。

○岡田參議院議員　ただいまのお尋ね
の役員の経歴につきましては、私詳細
に承知しておりませんが、さつそく
取調べまして御返事申し上げたいと思
います。

○玉置(信)委員　總裁だけでも……。

○岡田參議院議員　總裁は長く国有鉄

道におられまして、當時鐵道省でございましたが、鐵道の次官を最後に鉄漢省の方をやめられて、それから日本海運株式会社の社長でございましたが、副社長でございましたかをやられて、それから高速度営団の方に行かれたのでございます。

○玉置信委員　どうも言葉は悪いのですが、今日いわれることくいわゆる官僚出身のうちの、最も旧官僚型に属

した人ではないかという印象を、実はせんだつてから参考人として、いろいろ質疑する場合は態度等によつて私は直感した。おそらくこれは私一人ではなく、他の委員各位においても感ぜられた人があるだろうと思うのですが、もしそういうような立場の人ばかりを、交通団の重要なポストに置いて解雇されるということになりますと、次の管理委員会に選ばれた、組織の推薦する管理委員というものが、また推して知るべきでないかというように私考えられるのであります。そこで私は政府の強い監督に対する発言権が必要であらう、かように考へておるわけでありませう。従ひましてこの管理委員会というものがあつたために、運輸大臣が直接監督する場合に於いての一つの防壁になる愛いもありますので、私は前田委員がいろいろの角度から指摘された点において、まづ共感を感ぜておるわけでございます。

以上申し述べまして私の質問を打ち切ります。

○片岡委員 この法案の審議進行の上に重大なる関係のある路線に對しましては、昨年来文京区の方々の大きな反対があるものであります。それらの陳情等々にとらみ合せまして、委員会では多忙の中をこの法案審議にあたりまして、委員長初め委員の大多数の方が、昨日現地をつぶさに視察して来たのであります。なるほど営団の設計といふものは、われ／＼しろ／＼と目で見えませんが、経費その他の角度から検討されて、専門的な技術と視察とをもつて、たゞいま施行せんとする計画が立てられたということが、現地視察によつて読まれたのであります。

それは損失地域の人家の少いところ、あるいは土地の起伏のあるところをあえて迂回しまして、そうして若荷谷ですとか、あの盆地を切り開いたところの土を盛つてこれを埋めて、そこへ車庫をつくり、計画からすればわれ／＼しろ／＼とから見ましても実に巧妙な計画であります。経費を節約して、人家の稀薄なところをよつて計画されたというところは、かゝられたのであります。しかし地元へ行つて、地元の区長初め区会議員等々の説明及び地元区民の代表の方々、あるいは路線に對する反対実行委員の方々よりたくさん意見を聴取しましたが、この公共の施設である高速度鉄道を敷設するにあたりまして、地元の大多数の反対を抑切つてまでもこれを断行した場合において、どういふ悪影響を及ぼすかということも、われ／＼には看取されたのであります。そこでこの問題をどう取扱つたならばいいか、もちろんわれ／＼国会といたしましては、あまり深く立ち入ることでもどうかと思はれますが、当然予算に關係のあることであつて、その予算の許す範囲内において施行計画が実行されるというところに持つて行くのがわれ／＼の使命でありますもの、今日民主政治下において、國民を代表して議会の運営に當るわれ／＼の職責上からしまして、それを知りつゝも一方的に片寄つてこれを審議してしまふといふことは、とかくへんばな

きらいをあとに残すのであります。こ

ういふことは今後にもたくさん起り得ることであつて、しかも公共施設を施行する上において、國民の意思に、あるいは地元の意思に反してまでも、企業体の意思一方でこれを断行すると

いうことは、あえてわれ／＼のとらざるところであります。そういうふうに見た場合において、この問題をいかうに扱うかということが、当然起つて来るのであります。そこで非公式にきく、現地へ伺つたところ、あと五億円何がしの予算を計上することができ

るならば、區民の希望しているところの軌道の下に全部これを埋めて、ある一部は、場所によつては高架線になる場合もあり得るのであります。大体において地下に埋没して、距離も節約でき

るし、土地の発展上にも支障を来さない、支障どころか、大いに福祉を増進するといふような意見が聞き取られたのであります。これらはその問題を審議する上においての大きな資料である、われ／＼は見えてとつて掃つて来たわけでありませう。もしもこれらに對する五億何がしの政府融資が得るならば、営団側としては既往の設計をかえて、區民の希望する路線の一部変更する意思ありやいなや、これをお伺ひしたいのであります。

○岡田参議院議員 ただいまの小石川付近の路線の關係でございませうが、実は私提案者となりまして、路線の問題につきましてはこの法律と直接的の關係はない、大体営団當局と監督官庁であります運輸省あるいは建設省との間においてこれを決定するべきものである、かつまた営団當局と地元の方々の話によつて、しかるべき路線を選定するべきであるといふ考えから、五億何がしに金を出したならば、

はたして営団がそういうふうな路線を変更する意思ありやいなやという点につきましては、私確めておらないのでございませうが、この点につきましては

はなはだ申訳ないかも知れませんが、直接法案と關係ない、かように解釈いたして参つた次第でございませう。○片岡委員 この問題はたゞいまも申し上げた通り、直接この法案の審議に關係ないと言へば言へますもの、先ほどあれほど事をこまかく申し上げて、國民の意思を代表する国会でこの問題を取上げる場合において、ただ一方的に、法律的に關係がないといふことと済ますことは、われ／＼はできないと思ふのであります。もしもこ

うことをやつたならば、国会は國民から離れてしまふので、決してこれは民主政治にならないのでありまして、われ／＼はあくまでも國民の上に立つところの政治を行なつなければならぬ、こ

ういふかたい決心を持つておるのであります。なるほどお説の通り主務官庁あるいは企業体、監督官庁といふものの査定によつて路線が決定されるといふことは、われ／＼も承知しております。しかしながら先ほど申し上げた通り、公共の施設をする場合、住民の意思に反してまでもこれを抑切つて、ただ規則一本で行くといふことは、われ／＼今後の日本のあり方において最も戒むべきことであらう、こ

う考へるものであります。この前の編纂の答えの中においても、われ／＼営団としては、そういう意思を十二分に反映して、目下一部路線の変更も考案中であり、計画変更の設計をしておるといふことを言われております。今月は

結する道を選びたい、こう考へるのであります。幸いにここに運輸大臣が見えましたが、大臣からこれらに對する扱いの方の御所見を拜聴することができたならば幸いと思ひます。

○山崎國務大臣 片岡委員から民意を、ことに地元の民意を、昨日現地に視察された点に立脚してお尋ねであります。法案以外かも知れませうけれども、一応私から、これまで運輸當局として営団に對して考慮を促し、研究調査をするようにという態度で参つた

概略の経過を申し上げます。もちろん沿道、ことに直接地元の利害關係者から数回の陳情を受けておることは、申し上げるまでもありません。その陳情のうちには、地元だけの利益を代表する言辭もありませう、また文京区とは申しながら、直接土地を持つておるといふ利害關係者からの陳情などもあつたのであります。それ

ろが実際の工事において、全部地下にするにせよということにしますと、現在すでに資金難にあるところの地下鉄が、ただいま片岡委員は現場でお聞きになつて、五億何がし、六億に近い金だとおつしやたのでありますが、これを新たに設計がえしたり、あるいはそのために遅れて来る借入金の利子その他を換算して、理論的に、ほんとうの地下を完全に通る形にやり直すのには、時期が遅れるばかりでなしに、五億、六億ではなくして、今の概算で十億くらいになるようでありまふ。それで今日の資金難の際、十億をさらに追加しなければならぬということになつて来ると、相当努力をしているようでありまふが、現在の公団の力では、資金調達面で困難であることは事実であります。しかば政府の方からこれに貸し与えるような方法はないかというところ、これも現在は困難な状態にあるという状態でありまふので、現状を申し上げて御相談いたし、こう考えまふ。

○前田(正)委員 今のお話に關連いたしまして、ちよつとお尋ねしたいと思ひます。

先ほど質問したばかりでありますけれども、本案によりまふと、預金部資金を借りることになつておるのでありますけれども、これは二十六年度の計画内容に入つておらず、この法案が通りましてから折衝してやつて行くといふことでありまして、現在預金部資金から幾ら出るといふことはきまつていないのでありますから、大臣の御努力によりましては、その点についての余地を残していると考えるのであります。が、大臣いかがでありますか。

それから第二点といたしまして、先ほど片岡委員からお話がありまして、通り、認可につきましては、国会において当然という問題が出て来るのであります。が、われ／＼が十分にその内容を知らないで、最後の態度をきめなければならぬといふことになつて、内容がわかつて来たといふように非難されてゐる。こういう点から見まして、国民を代表する国会といふものは、政府の資金を使つて営団がいろいろ事業をやる以上は、公共的な立場からこれを監督するといふことは、認識を新たにすることがありますけれども、その認識を新たにした公共的な立場から監督するといふのに、管理委員会を設けてやらなければならぬといふことは何らないのであります。現在見返り資金、預金部資金を借りてやつていふもので、管理委員会の形式によらないでやつていふものも多いのであります。運輸大臣の直接認可にした方が、国民と意思が早くつながるのであります。先ほど玉置委員の質問にもあります通り、そこに管理委員会を置きまふと、かえつて中間物ができてわれわれの意思、国民の意思を中斷する結果になると思ふのであります。今回の例一つを見ましても、当然そういうことが明らかになつて来るのであります。この管理委員会につきましては、先ほど政府委員からお話があつたのであります。が、当初におきましては、必ずしもこういうものは設けなくてもよいといふ考えを、政府及び営団においても持つておつたやうであります。それを折衝の途中から、必要上設けなければならぬ、こういうことはなつたといふてこの法案をつくつて持つて来

て、国会ですぐ通過といふことは、国会の審議を無視してゐると思ふのであります。われ／＼は公共的に監督するのには、国民の意思の一番つながつた大臣が認可をするのが一番よいと考え、そういうふうに修正したいと思つてゐるのであります。この点につきましても、先ほど大臣の方におきまして、よくお考えを願ひたいと思ふのであります。それで今の預金部資金の問題及び管理委員会の事項について、大臣のお考えをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。なお今後こういう問題につきましても、国会提出前におきまして、常任委員会もあるのであります。また与党でもあるのでありますから、当然に御連絡があるべきものだと思つておられます。私の関係しております法案におきましては、そういうふうなことで連絡して、ともに／＼と折衝した問題についても、／＼と打開したことがある経験をたくさん持つておられます。私は当然今回の問題につきましても、われ／＼国会側といたしましては、一応折衝する必要があると思ひておるのであります。管理委員会といふものを置いた方が大臣としては国民の意思とつながるか、あるいは管理委員会を置かないで、大臣直接の認可にされた方が国民の意思とつながるか、こういう今回の例を見ましても明らかであると思ひますのであります。が、その点についてのお話を願ひたいと思ひます。

○山崎國務大臣 預金部の資金の問題につきましても、むしろ運輸大臣としてましてもできるだけ公共の希望に沿うやうに、必要な資金の捻出については力を盡すことは申し上げるまでも

ないのであります。しかしそれは今後折衝にまたなければならぬ点でありますから、これを運輸大臣としてはそのために努力するといふ、意思の強いことをはつきり申し上げておく次第であります。

それから管理委員会の問題であります。が、これがどういふわけであらうか、ふうに出て来たかといふことについては、おそろく政府委員より説明を申し上げておつたのであります。政府的に私が大づかみに了解しておる点は、従来の営団法といふものができた当時、事態が今日の平和民主主義の時代ではなくして、軍事的統制の強い時代でありまふ。軍の交通機関を見ることは非常に重大視しておつた当時のこととであります。従つて従来の公団法といふものがフェューリー・システムといふものであつた。最近戦後後における日本の各線の興行の形が、独裁制の強いの強いのをなすべく協賛の上において、審議の上において、民主的な形に沿ふ方向にあるといふことは御承知の通りであります。その際に沿うて出て来たものであつて、政府が当初に考へておつた意思を妨げるものでない。それありといへども、運輸大臣の意思は十分に反映せしめることができるというふうな観点から、この法案を提出してゐるやうな次第でございます。

○前田(正)委員 今のお話もつともなところがあるのでありますけれども、この営団が戦時的な空気があつたといふことが、われ／＼も感じておるのであります。従ひましてもしこれをこの際改組するといふことならば、当然

委員会システムによつてやつて行くといふことならば、委員会がその全責任を負ひまして、總裁はその事務長であるといふやうな形式に持つて行くといふなら、私も話わかるのであります。が、どちらかといふと、話を聞いておられますと、今度財政資金が出るから、かえつて公共的な立場でさらに監督を厳重にしなければならぬから委員会を置くのだ、こういう話であります。どつちかといふと、資金の運用計画等につきましても、さらに現在以上にもう少し十分の監督をしなければならぬといふ立場からやるのだといふ話であります。私はもちろん将来は、この営団といふものは今回の民間システムを廃止したやうであります。が、東京都の交通全体の私鉄との連絡その他から見ましても、どちらかといふと民間的な形式のものに切りかえて、そして株主が責任をもつて役員を任命して行く、株主に議院して行くといふやうに、出資者の意思によつて總裁を任命して行くといふふうに私は考えておられます。しかしながら今回は現下の日本の情勢上、資金をどうしても政府の財政的な資金にまたなければならぬ。こういうふうな現状にあるといふことから、それはやむを得ないから、この際公共的な形で監督を強化するやうにしなければならぬといふので、私はこの法案については何も新しく管理委員会といふやうな、責任態勢の不明瞭なものをつくる必要はない。管理委員会の議決に対しては、總裁は意思に反して行わなければならぬことになつておられます。しかもその責任は總裁が代表しなければならぬといふことになる。こういう不明瞭なる、

責任態勢のわからないものをつくるよ
り、その公共的な立場から監督するな
らば、われ／＼国民の民主的な立場か
ら、国会の多数の意思を代表せられた
大臣がおられるから、大臣の認可でけ
つこうである。新しくこういうものを
つくつて、それだけむだな責任態勢を
不明確にする。それによつて、今の
お話の實際的に民間的にこれから経営
を自主的に運営しなければならぬとい
う總裁のやり方を、それを非常に制
御して行くような管理委員会というも
のは、かえつて好ましくないことにな
るのでないか、こう考へるのであり
まして、どうもその点については思想
的に非常に不明確であると思ふ。
どちらの方向へこの営団というものを
持つて行くとしておられるかという
点から、この管理委員会の必要とい
うものが明らかになつて来ると思ふの
であります。それに対してでもう少
し大臣の御見解を聞かせてもらえな
いでしょうか。

○山崎國務大臣 前に申し上げたの
で、大體筋は盡きておるのであります
が、公共的事業であるのであります
し、政府資金を多く要するのでありま
すし、こういう全体の大づかみの観点
からではありますけれども、従来の
總裁の独裁制の形を緩和して、民主的
の方向に持つて行かせるやうにわれ
らからなつたのであります。でき上つ
たその制度そのものについて、いろ
いろと御意見のあることとけごもつと
ありますけれども、趣旨と方針はそ
の方針に立つたということを御了解を願
います。

○坪内委員 この際運輸大臣と提案者
の岡田君にお尋ねしたいと思ひま
す。私の質問は、同僚議員の片岡委員
の質問と関連した点であります。昨
日われ／＼が現地を視察いたしました
のであります。問題となつてゐる地
下鉄が、地上に約二キロ余り出て来る
というところが、非常に問題になつて
ゐることは御承知の通りであります。
その地下鉄が地上に出て来るというこ
とが、その住民の、人々の住民権な
り、あるいは民権なり、あるいは都
市的美観を阻害するといふような關係
になつて、重大なる問題になつてゐ
ることは御承知の通りであります。こ
の件につきまして地元側の要望に沿つ
て、地上に出ることなくして地下にも
ぐつたならば相当の予算がかかるか
ら、この際はそういう点も十分勘案し
なければならぬ、予算の都合上現在の計画
と相なつたといふやうなことも、参考
人鈴木總裁の御話でもわれ／＼は承
知したのであります。しかるに昨日
われ／＼が地元へ参りまして現地を視
察いたしました。陳情団の意見を聞い
てみると、鈴木總裁は地元の陳情団に
も、五億円余あれば地上に出ることな
くして、地下をもぐつて文字通り地下
鉄といふ意味で工事ができるのだとい
ふやうなことを、地元の人方にははつ
きり言つておるやうであります。こ
ろがただいまの大臣の答弁では、現在
の計画を変更いたしましたならば十億以上
も金がかかるから、實際問題としては
予算的に不可能であるといふやうなお
話でございましたが、その予算的に不
可能であるといふことは、十億以上の
金が予算的に見通しがつかないのか、
あるいは地元民に鈴木總裁が申された
五億幾ばくの金があればできると言つ
た、その五億の予算的な見通しがつか

ないのか、その点を大臣からもう一度
御所見を伺つて参考にしたいと思ひま
す。

さらにまた岡田君にお尋ねいたしま
するが、地下鉄の總裁は地元住民の方
に、五億円余あれば現在の計画を変更
してもやつて行けるのだといふやうな
ことを、しばしば申されたといふこと
であります。その点について提案者
の岡田君と、その点について話合いが
なかつたかどうか、この点もお尋ねし
てみたいと思ふのであります。

○山崎國務大臣 今の坪内君のお尋ね
の五億、十億の点については、所管局
長より数字的に御答へ申し上げます。
○坪内委員 私が大臣にお尋ねしてお
る点は、十億円といふことは予算的に
見通し困難であるといふお話であるか
ら、五億円であつた場合には予算の見
通しはどうか、それに対する所見を聞
いてゐるわけでありませう。

○山崎國務大臣 五億円でも相当困難
なことではあります。いんや十億は一
層困難であると思ひます。これは五
億、十億の差ばかりでなしに、現在五
億の資金をあの方面に流して行くとい
ふことは、財政上相当困難な事態にな
る、こゝろお答え申し上げます。

○岡田委員 坪内さんにお答へ
申し上げます。実は私の法案を引受
けるというようにきまつたのは、二月
の終りなのであります。それまでは
御承知のように土木技術者として、
地下鉄の建設についていろ／＼と御相
談にあつたわけでありまして、従いま
してある地下鉄を地下にすべからず、地上
にすべからずといふことにつきまして
も、ある程度の意見を徴され、従つて
地下にする場合には、相当の費用を増

額するといふことも、鈴木總裁から聞
いておりました。去年の暮れごろの話
では、地下にいたしますと六億近く
では、地下にいたしますと六億近く
金がよけいにかかる。ところが最近に
なつて、御承知のように物価もある
程度上りしました關係上、六億ではと
ても納まらないだらう、なお初めこの全
体の計画が四十二、三億でもつてでき
るというやうに相なつておつたので
ございますが、そのうち物価の暴動その
他によつて、最近では四十八億余円か
かるというやうな關係で、これを一キ
ロ当りの平均にいたしましたとしても、工事
費だけでも六億以上かかるのでありま
して、その四十八億の計画は二キロ二
分の地上線が入つておられますから、地
下線だけを計算しますと、おそらく七
億以上の金がかかる。従いまして二キ
ロ二分といふものが地上線になつてお
ります分を、地下線に直すといたしま
すれば、おそらく十億近くあるいは十
億以上の金を要するのじやないか。そ
ういたしますと資金の調達にも非常に
困難を感ずる。と同時にその後の経営
の上におきまして、建設費の増額の
ために非常な重圧がかかつて来て、経
営自体にも相当の疑問が起きて来るの
じやないか、かように考へておるの
でございます。

○坪内委員 簡単にとどめたいと思ひ
ますが、昨日われ／＼が現地を調査し
ましたところ、陳情団のお話で
は、昨日までは五億でいいといふや
うなことを強調しておつたわけであり
ます。従つてその後の経済界の暴動その
他によつて資材の値上りがあつて、と
ても五億では足りないのだといふや
うな予算的關係、そういう面が地元
の、そういった反対者によく浸透してい

ないのじやないかと思ふのであります。
従つてわれ／＼に対する陳情にいたし
まして、もういふた五億それがし
で、いわゆる現在の計画線を変更がで
きるにもかかわらず、営団なりあるい
は国会がそういう予算審議に對し
て、慎重な態度をとらないのじやない
かといふやうな印象をわれ／＼は受け
たのであります。この法案が原案通
り国会で可決いたすにつきましても、
あるいはさらに検討いたしまして、何
らかの修正が加えられるといふやうな
ことのいずれかに相なりましよう
と、提案者あるいは営団關係の方
は、地元民にそういう重大な錯覺を起
させるやうなことに相なつておること
につきまして、何らかの方法を講じ
て、そういう点を十分納得させるやう
な措置を講ぜられるやうに強く要望し
て、私の質問を終ります。

○玉置(信)委員 私はただいま各委員
から御質問のありましたように、東京
の現地視察をいたしました一人であり
ますが、戦前においては国が公益上必要
ありと認めた場合においては、法に基
いて一定の補償をなして、土地、家屋
を接収することができたのであります
が、終戦後のこうした法律について
は、私はまだ調べておりませんので、
よくわかりませんけれども、こうした
措置を講ずることのできる法律上の根
拠が今日あるかどうか。それから現地
を見ましたところ、鈴木總裁の御答
弁された中に、技術上の路面変更の困
難な点をあげまして、水が非常に出て
排水ができないといふこと、勾配が
三十分の一とかでありまして、この二
つの技術的の面から、絶対的といつて
いくらかの変更不可能の旨の答弁が

あつたのでありますが、現地を視察して、この法律は首都建設法に關係なるといふ見通しがあるかどうか、この点をお伺いいたします。

○岡田参議院議員 第一点の御質問は、土地あるいは家屋の買取等についてでございますが、その価格とか、あるいは補償その他につきましては、もちろんこれを売られる方と買われる方の営団側との、十分な協議によつて進められるのでございまして、それらに対する権利と申しますか、それはこの法律に關係なく十分守られるものでございまして。

それから第二番目の点でございますが、先日鈴木参考人も申し上げましたと思ひますけれども、実は昨年の秋ごろから、営団の技術者と関係なく、土木学界を主体とする技術者の一つの委員会をつくりまして、この問題を慎重に検討をいたしておるのでございまして、その大体的結論をいたしまして、あの地形から見まして、あの区間を全部地下にすることは、東京都の地下鉄道と申しますか、高速度鉄道を早く建設することにならない。一部分地上に出る部分が出るのは、まことにやむを得ないという結論に大体達しておりました。地上に出ます部分につきましては、道路の交通問題なり、あるいは騒音の防止の問題等につきましては、十分考慮を払うようにという結論に相なつておるのでございまして。

第三点は、首都建設法によりまして、首都建設計画がきまります。すなわち、高速度交通営団の交通網の建設計画がこれに十分マッチするようになり、また尊重するように行くのは当然でござい

います。今回の部分は、この間もお話がありましたように、大規模復興復興とが期せられる、かように考えます。

○玉置(信)委員 復興計画によつてこの計画が進められておるといふお話、ごもつともあります。首都建設法というものは最近実施されることになつたものでありますので、私その点を非常に心配いたしましたので、私その点でございまして、念のために重ねてお伺いしておきます。

○岡田参議院議員 私は間違いない、かように考えております。

○川島委員 大臣が見えておりますので、この機会に二、三この法案に關係するもの、恐縮ですが關係のない事柄についても一、二お尋ねいたしたいと思ひますが、お許し願いたいと思ひます。

先ほど来この委員会において、交通営団の池袋、神田間の新設計画について、いろいろ議論が出ております。これに大勢をいたしましたのは、地元の市民の要望等もありまして、地上路線に對する問題に對してかなり意見が出ておるの、まことに私も同感であるのであります。そこで大臣にお尋ねいたしたいのですが、大臣は昨日、帝都の交通をバリのごとく、あるいはロンドンのごとくというように、あるいは言われて、将来の大きな理想の一端を、私はその言葉を受取つたのであります。そこでお伺いいたしたいのは、この日本の首都である東京の将来における交通政策というものが一体どこに行つておるのか、バリのごとく、ロンドンのごとくという大理想が、もし政

府及びその他の關係にありたいしすなわち、むしろ今日路面を走行してあります東京都営の電車などを、地上から地下に移行せしめるということ、望ましい交通政策ではないかと思ひます。そういう理想がかりに當局にありたいしすれば、わずかな距離とはいはれませんが、その若干部分が地上に出るといふ姿というもの、私としてもまことに好ましくない形ではないかと思はれるのであります。そこでついでに伺いたいのであります。こういうことが一ぺん許されて参りますと、今後営団の實力あるいは交通上の要求等から、地下鉄がさらにその範囲を広げます場合に、またしてもこの例にかんがみまして、事情があれば地上に路線を若干部分出すというやうな計画を立てるといふやうなことが、なきにしもあらずとわれ／＼は考へるのであります。そういうことであつては、大臣のせつ／＼言われまゝ帝都の交通政策、将来バリのごとく、ロンドンのごとくあらしめたいという、その大理想とはおよそ相反することになつてしまふ。そうして首都の将来の交通の上に重大なる關係を持つこととありますので、そういう基本的な考え方について大臣はどういうふうにか考へられておるか。これは今回限りなのか、それとも今後この例にかんがみてこういうことがあり得るのかという事柄と、将来地上における電車等の軌道機關を地下に移行するといふ大抱負、大理想を大臣は持たれておるか、そういう一た事柄について御所見を承りたい。

○山崎國務大臣 ただいまの川島君のお尋ねの趣意は、昨日尾尾委員から相

府及びその他の關係にありたいしすなわち、むしろ今日路面を走行してあります東京都営の電車などを、地上から地下に移行せしめるということ、望ましい交通政策ではないかと思ひます。そういう理想がかりに當局にありたいしすれば、わずかな距離とはいはれませんが、その若干部分が地上に出るといふ姿というもの、私としてもまことに好ましくない形ではないかと思はれるのであります。そこでついでに伺いたいのであります。こういうことが一ぺん許されて参りますと、今後営団の實力あるいは交通上の要求等から、地下鉄がさらにその範囲を広げます場合に、またしてもこの例にかんがみまして、事情があれば地上に路線を若干部分出すというやうな計画を立てるといふやうなことが、なきにしもあらずとわれ／＼は考へるのであります。そういうことであつては、大臣のせつ／＼言われまゝ帝都の交通政策、将来バリのごとく、ロンドンのごとくあらしめたいという、その大理想とはおよそ相反することになつてしまふ。そうして首都の将来の交通の上に重大なる關係を持つこととありますので、そういう基本的な考え方について大臣はどういうふうにか考へられておるか。これは今回限りなのか、それとも今後この例にかんがみてこういうことがあり得るのかという事柄と、将来地上における電車等の軌道機關を地下に移行するといふ大抱負、大理想を大臣は持たれておるか、そういう一た事柄について御所見を承りたい。

○山崎國務大臣 ただいまの川島君のお尋ねの趣意は、昨日尾尾委員から相

府及びその他の關係にありたいしすなわち、むしろ今日路面を走行してあります東京都営の電車などを、地上から地下に移行せしめるということ、望ましい交通政策ではないかと思ひます。そういう理想がかりに當局にありたいしすれば、わずかな距離とはいはれませんが、その若干部分が地上に出るといふ姿というもの、私としてもまことに好ましくない形ではないかと思はれるのであります。そこでついでに伺いたいのであります。こういうことが一ぺん許されて参りますと、今後営団の實力あるいは交通上の要求等から、地下鉄がさらにその範囲を広げます場合に、またしてもこの例にかんがみまして、事情があれば地上に路線を若干部分出すというやうな計画を立てるといふやうなことが、なきにしもあらずとわれ／＼は考へるのであります。そういうことであつては、大臣のせつ／＼言われまゝ帝都の交通政策、将来バリのごとく、ロンドンのごとくあらしめたいという、その大理想とはおよそ相反することになつてしまふ。そうして首都の将来の交通の上に重大なる關係を持つこととありますので、そういう基本的な考え方について大臣はどういうふうにか考へられておるか。これは今回限りなのか、それとも今後この例にかんがみてこういうことがあり得るのかという事柄と、将来地上における電車等の軌道機關を地下に移行するといふ大抱負、大理想を大臣は持たれておるか、そういう一た事柄について御所見を承りたい。

○山崎國務大臣 ただいまの川島君のお尋ねの趣意は、昨日尾尾委員から相

が立候補するときに、当選の場合には役を離るべし、当選した後は議会の役づきになつてはいけない。一議員として住民権の確立という線だけでやつて

もらうのが当然だろう、私はこういふふうに平生考えておりますから、その言葉が足りないでいふ／＼になつたかもしれないけれども、これ以上に出なかつたのであります。どうぞ川島君も、あの場合に川島君が、どうぞ山崎がさしつかえないのだと言つたというふうに總括して全面的に断定を下されたから、異例であつたかも知れないが、発言を求めた。けれども私は平生考へてゐる。議会が何とか言つと、なるほど国会法によつて動くことは正しい。あるいは先例によつて議員の言動を規定して行くこともけつこうだけれども、あしき先例はどん／＼かえて行かなければ進歩はありません。私は平生常にそう考へておる。ことに議場は言論の自由の府であるからといつて、切り捨ててごめんと言つて断つたといふ。言いつばなしでそれでよろしい。どうしても名前を引合ひに出されたときには、これに對して一言なかるべからずといふのが、言論の府の自由でなければならぬと考へておるのであります。でありますから、私もあつちの場合に発言を求めるとはいいか悪いが承知しております。しかしながらあつちの場合には、堂々として出て行つて明らかにしておかなければ、運輸大臣は五十万の国鉄の職員を見ておるのであります。運輸大臣は兼職さしつかえなしと言つたのだ。川島議員がそれをもつかからず黙つておつた。黙つて承知であります。でありますから私は、あつちの場合には大臣だろうが何だろうが、さつさと自分の意思を明らかにして、議場全体の判断を請うておくといいことが必要だ、こう私は議員

尊重の意味からいたしたのでありますから、さう御承知を願ひたい。

先は、兩院の間において、議院と議院との間において折衝をされて、合法的にきめる以外に方法はないと私は考へます。もしさうになつた後まで政府である私が、その中に右左住して介入して政治行動をとるといふようなことになれば、院議に對して冒瀆であり、院議のすなおな動きを政治策動によつて左右されるというやうな結果になりますから、私は兩院の院議でこれをどういふやうに合法的に処理されるかを静観する以外に道はないのであります。もちろん私はできるだけこれが国民の権利を伸ばすやうに決定されることを、心中熱心に望んでやまないものであります。

〇川島議員 最後にはまた別なお尋ねなんです、先般国鉄の加賀山崎、山形秋田だと思ふのですが、あつちの方に出かけて、新聞記者に對する談話として発表された私は記憶しておるのですが、近く国鉄は独立採算の建前から、物価の上昇等の点からかんがみて、運賃の値上げやむを得ないことになるであらう、その場合は定期及び貨物運賃の引上げが考慮されるであらう、こゝういふに言われたのだと思ひます。それがそのまま新聞紙上に発表されたのであります。こゝういふことを私は懸念をいたしました。先般の予算委員会の分科会においても、運輸大臣並びに加賀山崎さんにもその予算上の問題についてかなりしつこいほど私はお尋ねいたしました。そのときはほとんど私どもが納得のできるやうな答弁はなかつたのであります。ところがわづかにして私どもが予想しておりましたやうな事柄が、総裁によつて談話で発表されたのであ

ります。もとより私どもは今の運賃を上げるか上げないかという問題より、国鉄全体の財政計画について重大な関心を持つておる。それで今日の予算で乗り切れるか乗り切れないかというところを、非常に深い関心を持つておりますために、あつちのお尋ねをいたしましたのであります。ところが總裁は、さういふやうな談話をされた。結局来るものがやがて来るというにおいぎわめて具体的になつて参つた。しかもその談話の中で、今申し上げましたやうに、定期の引上げといふことは、勤労大衆にとつて非常に重大なショックを与える問題なんです。あの新聞を見ました通勤者、全国の勤労者は、またしても物価の値上げに伴ひ、生計が苦しくなつておる上に、重ね／＼定期券の値上げなどを行われるといふことになるといふので、大きなショックを受けたといふことは、これまたいふまでもない事実であります。こゝういふ定期運賃の引上げや貨物運賃の引上げといふことが、目下運輸省はもちろんであります。が、国鉄の内部に考えられ、さうして大臣との何かお話し合ひでもされておるのか、その点についても明らかにありましたならばお示しを願ひたい。

〇山崎國務大臣 運賃の、あるいは汽車賃の値上げの問題であります。これは輕率には上げる下げるというやうなことは断行のできないものだと思へます。物価の關係もあるし、国民生活の關係もあるし、これは事小なるごとくして、重大なる影響を經濟並びに國民生活に及ぼすものであると考へております。二、三日前に、この席上でありましたか、あるいは参議院の予算の

分科会の席上でありましたか、やはり社会党の諸君からのお尋ねがありまして、お答えをしたのであります。今日の段階において、運輸省においては運賃の問題は考慮いたしておりません。それから国鉄の内部においてどういふことを考へておられますか、それもまだ運輸省に伺ひを立てて参つておりません。国有鉄道としては、運賃以外に収入源はないのでありますから、經營難に陥れば、収入減でまかないができないやうになれば、運賃に依存するといふことは当然でありますから、經營當事者としては、絶えずこのことが念頭にあるだろうと思ふのであります。鹿を追う獵師山を見ずで、国有鉄道のことはかり考へて、世間の物価あるいは國民生活といふことを、當事者の立場から忘れるきらいもあるかもしれませんが、しかし今日まだ運輸大臣として、さういふ相談にあずかつておりません。もちろん私が申し上げるまでもなく、運賃を下げるあるいは上げるといふことについては、御承知の通り国会に諮つて決定すべき問題でありますから、さういふ段階に入りましたならば、国会の議に付して、十分御審議を願つて御決定を願へれば、それでよろしいわけでありまして、かように存じます。

〇山崎國務大臣 たいだいまお尋ねのこととは、私も今念頭にある一つの事案であります。これが法案となつて議場に於て審議をされる直前までは、私は運輸大臣としても、黨員としても、できるだけ裏面政治工作をやつて来たつもりであります。ところが一たび院議として衆議院で議決された以上、さうして参議院においても別の法律が院議によつて成立された以上は、こゝなつた

〇山崎國務大臣 暫時休憩いたします。午後二時より再開いたします。

〇山崎國務大臣 暫時休憩いたします。午後二時より再開いたします。

〇山崎國務大臣 暫時休憩いたします。午後二時より再開いたします。

〇山崎國務大臣 暫時休憩いたします。午後二時より再開いたします。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

この際お諮りいたします。去る二十日、二十三日の両日にわたり、宇都

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

〇前田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

○坪内委員　お答えいたします。改
についてあつせんすることにつきま
ての御質問でございますが、具体的

えに、かような運送保管の改善に關

はなくて、港灣運営の円滑をはか
ためにあつせんするというような見

と、そして超党派の議員、すなわ
一にかかつて、地方公共団体と港務

九
あるいは政党の色彩が強くなつて、

満を欠くということばかりには私は考
えられないのであります。どうして
も港務局の母体がこういつた地方自治
体に密接な関係がある以上は、その自
治体と密接な関係のある、予算の審議
に当たるところの議会の議員も委員に入
れて、そうして円満な港務局の運営を
行つて行く、行わしめるといふような
ことも、私はいい考え方ではないかと
いうことを考えまして、この点がこの
改正法案の要点に相なつた次第であり
ます。岡田委員のお考えになるような
点も多少あるかと思ひますけれども、
目下のところさうな点はないと信じ
まして、このようなことに相なつた次
第であります。

○岡田(五)委員 同じ條項について質
問申し上げるものでありますが、関係公
共団体が二つなり三つあつた場合、議
員のうちの委員一名の選定はどうい
うにお考えになつておりますか。そ
の辺を承りたい。

○坪内委員 お答えいたします。関係
地方公共団体が二つ以上あつた場合の
委員の任命方については、取扱ひ方に
ついての御質問と思ひますが、この場
合におきましては、御承知の通り今回
の改正案による第二十七條におきまし
て、港務局の定款で定められるように
規定されておりますから、私はさう
な紛糾のおそれはない、かように考
へておる次第でございます。

○岡田(五)委員 ただいま私の御質問
申し上げました三点につきましては、
提案者の御説明によりまして、私の疑
問とするところは氷解いたしました。
従ひまして私は本案につきましては、
提案者の説明通りに、今後港務局の突
際の運営においてかように実行せら

れ、また委員の選定その他におきま
しても、かような提案者の趣旨をくみま
して、人選誤りなきを得ますなら
ば、私は満腔の賛意を表しまして、こ
の港務法の一部を改正する法律案につ
きまして賛意を表する一人でありま
す。ただこの機会に私は政府委員その
他の方に御質問申し上げたいのであり
ます。つら／＼現在の港務法をひ
もといてみますと、非常に不完全な
点が多々あるものであります。ことに最
近大阪、神戸におきましては、港務局
の発足を見まして、近くまた横浜にお
いても港務局の設立を見ることがと思
ひます。次々と六港その他の港務に
おきまして、港務局が発足すると思
ひますが、現在の不完全な港務
法のもとにおいて港務局が発足する場
合においては、はなはだ不完全な港務
局としてスタートせざるを得ないので
はないか、かように考えます。がゆえ
に、私の疑点といつたところを、さ
つ／＼お答えいたして下さることを、
またこれを機会に港務局の健全なス
タートをするために、議員といたしま
して適當な法的措置を講じたい、か
うに考えますので、次にお尋ね申し
上げます。御答弁を願ひたいと思ひ
ます。

第一は、港務法の第二條第五項に、
港務施設たる施設というものが列挙せ
られてゐるのでありますが、最近のキ
タイ台風あるいはキジャ台風というよ
うな台風によりまして、各所の港が
災害を受けたのであります。この災害
復旧に關連いたしまして、いろいろと
災害費の獲得その他におきまして具
体的に折衝いたしました場合に、いろ

ろこの施設の定義につきまして疑義
を生じ、事務の進捗を相当阻害した事
例もありませんがゆえに、政府当局の御
見解をたゞし、この際港務法において
不審の点を明らかにする必要があるの
ではないかと考えるのであります。こ
れにあげますような港務施設が、はた
して第二條の五項による港務施設たる
施設であるかどうかといふことにつ
きまして、政府の見解をお尋ねいた
したいのであります。例をあげます
れば、防潮堤、あるいは堤防、あるいは
突堤だとか、あるいは胸壁だとか、船
揚場といふようなものは、政府当局は
どういふようにお考えになつてい
るか。政府当局の御見解をたゞし
たいと思ひます。

○農田政府委員 岡田委員から御指摘
の通りであります。従来港務施設と
いたしましては、防波堤、防砂堤、導
流堤、水門、開閉護岸といふ言葉を用
ひまして、護岸防波堤の中に防波堤と
か、堤防とか、突堤及び胸壁を一応考
へて、護岸といふ言葉を廣義に解釈し
ておつたのであります。先般のジ
エーン台風の防潮対策をやります場
合に、護岸だけではあまりに意味が広
過ぎるので、防潮堤、あるいは堤防、突
堤、胸壁といふような言葉を明瞭に、
港務施設として追加した方がよいと考
えております。また緊留施設といつ
ましては、緊留岸壁とか、あるいは浮
標、物揚場等その他考へておりました
が、漁港法との交渉の過程におきま
して船揚場の名称が出ておりました。こ
れは広い意味から行きますと、荷揚場
の一種でありますけれども、この際施
設として船揚場を追加して、港務施設
と明瞭に認めることが必要だと考へる

のであります。

○岡田(五)委員 次に御尋ね申し上げ
たいことは、第二條第五項による港務
施設たる施設といふのは、大体港務区
域内、あるいは臨港区域内の港務施設
に限られてゐるようでありまして、港
務区域外にして区域内と同様に扱われ
るような施設が、相当多いのではない
かと私は思ひます。かような施設に対
して、港務区域内の港務施設と同様に
国家的な補助、あるいはその他の手続
をすべきものが相当あるかのように私
は考へるのであります。かようなもの
があるかどうか。またあるとすれ
ば、どういふ事例のものであるか、ま
たその事例に關して政府はどうい
うに考へてゐるか、その辺のところを
お聞かせ願ひたいと思ひます。

○農田政府委員 港務の施設を保全す
る意味からいたしまして、港務区域だ
けに港務施設を保全する事業を考えま
しても、なお不足する場合があります
のであります。たとえば港務区域の付近
にありまして、たとへば港務区域の付近
のために決潰に瀕してゐるような場合
は、港務区域以外にその決潰を防止す
るような工事を行つたさうな場合に
いふことが間々あるものであります。こ
のようなものに対しては、港務区
域外でありまして、港務施設の保全
といふ立場から、これを港務工事の対
象として取上げなければならぬかと
考へております。

○岡田(五)委員 たくさん質問があり
ますので、はなはだ失礼であります
が、少し質問を端折らせていただきま
すから、政府委員からも、できませ
ば簡単に御答弁を願ひたいと思ひま
す。

港務法の第四條第一項に港務局の設
立手続が出ておるのであります。この
一項、二項といふのを読み合せます
と、はなはだこの設立手続がピンと来
ないのであります。この辺に私は明
らかに條文を整理すべき点があるか
うに考へるのであります。具体的に
どういふふうに整理されたいかとい
ふことについて、政府から御答弁願
ひたいのであります。政府委員の御
答弁をお願い申し上げます。

○農田政府委員 第四條第一項により
ますと、港務局の設立手続に關しま
して第三項及び第四項の手続を経た後
その議会の議決を経て、協議の上
云々といふことが、さらに進んで第
四項によりまして、第一項の規定によ
り設置の協議がととのつたときは、
区域の認可を受けることといたしま
して、その時間的順序が明白でありま
せん。また区域の認可には、議会の議決を要
するまいなかも明白でございます。こ
の第四條の設立手続の時間的順序を
明瞭にするために、改正が必要であ
ると思ひます。

なおこれは第三十三條によりまして地
方公共団体が管理者を設立する場合に
おいても同様であります。

○岡田(五)委員 次に、第十條を見ま
すと、港務局には、所得税及び法人税
を課さない。というように、国税関係
については出ておるのであります。が、
地方税関係につきましては、地方税法
には、港務局には地方税を課さない
という明文がないのであります。か
ようなところから見ますと、地方税
については、いかにも港務局には課税
されるような感じを持つのであります

が、はたして課税されるかどうか。課税されたいとすれば、地方税法にもないし、またこの港務法にもないのでありますから、所得税及び法人税、地方税を課せたいと明記すべきではないかと考えますが、政府の見解をお聞きたいとします。

○農田政府委員 御指摘の通りでありまして、港務局は本質的には地方公共団体と同様でありますので、地方税の非課税を明定すべきであると思ひます。

○岡田(五)委員 港務区域内の工事等の許可の問題につきましては、三十七條に四項まであげられていて、いろいろ詳細に記載されております。港務区域外の防壁工事というようになことに付きまして、やはり何か規程の規定を設ける必要があるのかないのか、この辺の政府の御見解をおたじなしいたします。

○農田政府委員 先ほど申しましたように、港務区域外におきましても、港務施設の保全から、港務施設に關係のあるものについては、ある程度の規程を加える必要があるかと存じます。

○岡田(五)委員 次に四十二條の港務工事の費用の負担であります。これがこのたびの港務局出発にあたりまして、非常に大きな問題であると考えられておりますが、港務法によりまして、重要港務の工事の費用の国庫負担は五割ないし五割以内と、かようになつておるのであります。現行の状態を仄聞いたしますと、七割五分ということになつておるようでありまして、過般国会を通過しました現在の港務法によりまして、この規定によりましてむしろ国庫負担が減りまして、地方負担が非常にふえる。私は港務局の今後健全な発達の見地から、現行通り国庫負担の率を七割五分あるいはそれ以上にするべきではないか、かように考えるのであります。この費用負担の点につきましても政府委員の御説明を承りたいと思ひます。

○農田政府委員 港務法によりまして、重要港務については五割は国が負担いたしまして、残りの五割を地元が負担いたしております。また地方港務については、工費の四割を政府が補助いたすことになつておるのでございまして、從來第一重要港務、たとえば神戸、横浜、関門のようなおきましましては、原則として水域施設や外郭施設は全額国が負担しておりますし、また旧軍港、たとえば横須賀、吳、舞鶴、佐世保等におきましても、全額国費で工事を施工しております。九州の別田港におきましては、七百分の五百五十を国が負担しております。又、ごいまして、このように国の負担率は現行のものより相当高いのでございまして、從來やつておるような例によつて、國の負担率を改めることが必要であるかと存じます。なお北海道につきましても先般特別法が通りまして、全額国費、警備施設につきましては七割五分国が負担するということでありまして、從來の通りと相なつた次第でございまして。

○岡田(五)委員 次にお尋ね申し上げます。最近港務法がございまして、漁港関係は漁港法によつて律せられるようになり、一般港は港務法によつて律せられる、こういうことになつておりますが、具体的に、實際的に見ますと、漁港と一般港とは同じ港域内にあるというところで、漁港関係と一般港関係が非常に複雑多岐にして、しかも現地に於いてはこれが取扱い方に非常に困難を感ずる、また政府におきましても、農林省と運輸省との間におきましても取扱い方につきましても、非常に複雑をきわめておるのか、よく考へるものであります。しかもこれが複雑であるいは複雑多岐で終るだけならいいのであります。が、實際に漁港の發展また一般港の發展のために、非常な障害をなしておる、これに關する政府の所見を承り、またもしこの關係についての規程といひますか、改善といひますか、これにつきましても何か腹案がありましたらば、この機会にお聞かせ願ひたいと考へるものであります。

○農田政府委員 港務法と漁港法とはほぼ同時に成立いたしました。一般港と漁港とがそれらの法律によつて、管理經營されることに現状ではなつております。しかしながら漁港はその規模がきわめて小さいものを除きまして、一般港と同じ一に両方一緒に存在しておるのであります。一つの港の中で、漁港と一般港とを明瞭にわけることが困難な場合が相当あるのでございまして。たとえば港務施設のうち、防波堤のような基本施設を設計してこれを施工する場合に、それらの用途に従ひまして別個に行ふものでなく、たとえば漁港の方でもやういふ、あるいは一般港の方でもやういふのではなくて、港務全体の経済的な條件、あるいは立地條件のものを考へて行わなければならぬのであります。漁港と一般港を経済的に一体としてわけま

すことは、港務自体の機能を阻害することになります。このやうな場合があるりますので、漁港を分離せずに改正する何かいい方法はないかということに相なるのであります。現在三十九條によりまして漁港は陸域ばかりでありまして、水域がついておりません。ですからこれに、漁港に必要にして十分な、最小限度の水域をくつ付けて、水域と陸域を考へました漁港を持つて来まして、これに對して水産方面から漁港としての必要な施設の助成をやつて行く、港務全体としては一つの管理者がこれを管理して行くことが望ましいのであります。このやうな改正について目下考へたしておるのであります。水産庁等とも具体的な折衝を始めておるやうな次第でございまして。

○岡田(五)委員 私人といたしましては、相当改善すべき事項が、その他多々あるように考へるのであります。また今まで私が御質問申し上げました点につきましても、政府委員としては改正を希望するといひますか、改正を必要とするがごとき御意見もあつたかと考へるのであります。その他一例をあげますれば、港務局において入港料を徴収するとか、あるいは港務施設の財産台帳を備へつけるとか、あるいは港務施設に損害を与えた場合には、加害者に実費を負担せよとか、あるいは港務に關連したの工事を行つた場合には、その工事によつて受ける利益によつて、受益者は費用を払ふとか、あるいはその他たくさんある改正すべき事項があるように私は信じて疑わないのであります。かようなことにつきましても、私は、私はできませんればこの港務法一部

改正の提案に關連いたしまして、私が今申し上げた諸点の改正につきましても、關係方面に諸般の手續を始めまして、もしこの港務法の一部改正の審議に、期間中許されるならば、かような手續をとらせていただきます。私の考へておる改正案をもあわせ審議していただきますならば、まことに幸いと存するのであります。この点についての委員長の御見解を承りたいと思ひます。

○大澤委員長代理 岡田委員のお考へる通りの方法が、最も適切な方法であると思ひます。

○岡田(五)委員 それでは御同席の運輸委員の皆様方にお願ひをいたし、またお許しを得まして、私提案者となりまして、先ほど來政府委員に對しまして質疑応答を重ねました諸点につきましても、關係方面に對し改正の手續を始めたいと思ひますので、今委員長からさうお願いを申し上げまして、私の質問をこれで打ち切りたいと思ひます。

○大澤委員長代理 他に御質問はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○大澤委員長代理 暫時休憩いたします。

午後四時三十一分休憩

午後四時三十八分開議

○大澤委員長代理 休憩前に引続き開會いたします。

港務運送事業法案が、ただいま委員会に予備付託になりましたので、港務運送事業法案を議題といたします。まず提案者より提案理由の説明を求めます。鈴木恭一君。

第一類第十二号 運輸委員会議録第十八号 昭和二十六年三月三十日

港灣運送事業法案

港灣運送事業法

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、港灣運送に関する秩序の確立及び港灣運送事業における公正な競争の確保を図るとともに、港灣運送の施設の改善に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「港灣運送」とは、他人の需要に応じ、港灣において、海上運送（日本国有鉄道の経営する航路の船舶による海上運送を除く）に直接に接続して行う左に掲げる行為をいう。

一 自己の名をもつてする船舶により運送された貨物の船舶からの受取又は船舶により運送されるべき貨物の船舶への引渡

二 船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸

三 船舶により運送された貨物又は船舶により運送されるべき貨物のほしけによる運搬

四 船舶により運送された貨物の上屋その他の荷さばき場（以下単に「荷さばき場」という。）へのはん入若しくははしけからの取卸、船舶により運送されるべき貨物の荷さばき場からのはん出若しくははしけへの積込又はこれらの貨物の荷さばき場における保管

2 この法律で「港灣運送事業」とは、営利を目的とするしないとを問わず港灣運送を行う事業をいう。

3 この法律で「港灣」とは、関税法

(明治三十二年法律第六十一号)に規定する開港であつて、政令で指定するものをいう。

(事業の種類)

第三條 港灣運送事業の種類は、左に掲げるものとする。

一 一般港灣運送事業（前條第一項各号に掲げる行為を行う事業）

二 船内荷役事業（前條第一項第二号に掲げる行為を行う事業）

三 はしけ運送事業（前條第一項第三号に掲げる行為を行う事業）

四 沿岸荷役事業（前條第一項第四号に掲げる行為を行う事業）

第二章 港灣運送事業

(登録)

第四條 港灣運送事業を営もうとする者は、港灣ごとに前條各号の種類別について、運輸大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第五條 港灣運送事業の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 第三條各号の種類

三 営業所の名称及び位置

四 法人である場合においては、その役員の名

2 前項の申請書には、申請者が雇する労働者及び事業の施設に関する事項その他運輸省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(登録の実施及び登録の通知)

第六條 運輸大臣は、前條の規定に

より登録の申請があつた場合においては、次條の規定により登録を拒否する場合を除くの外、遅滞なく、前條第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を港灣運送事業登録簿に登録しなければならない。

2 運輸大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第七條 運輸大臣は、登録の申請者が左の各号の一に該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律又は職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第四十四條の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十二條の規定により港灣運送事業の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二號の一に該当する者があるもの

四 当該港灣運送事業に必要な労働者及び施設を有しないため、第十六條の規定の違反を生ずると認められる者

2 運輸大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては遅滞なく、理由を附してその旨を登録の申請者に通知しなければならない。

(登録手数料)

第八條 登録の申請者は、三千円以下の範囲内において、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(運賃及び料金)

第九條 港灣運送事業の登録を受けた者（以下「港灣運送事業者」という。）は、運輸省令で定める手続に従い港灣ごとに運賃及び料金を定め、これを実施しようとする日の少くとも三十日前までに、運輸大臣に届け出るとともに、営業所において利用者の見易いようにこれを掲示しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 利害関係人は、前項の規定により港灣運送事業者が定めた運賃及び料金が不当であると認めるときは、同項の期間内に、運輸大臣に対し、その理由を具して運賃及び料金の変更を港灣運送事業者に命ずべきことを請求することができる。

3 運輸大臣は、前項の請求があつたとき、又は自ら第一項の規定により港灣運送事業者が定めた運賃及び料金が次項各号の基準に適合しないと認めるときは、当該港灣運送事業者に対し、運賃及び料金の実施を延期すべきことを命ずることができる。

4 運輸大臣は、前項の命令をした場合には、運輸審議会が当該港灣運送事業者に対し、当該港灣で開催する公聴会において、運賃及び料金が左の各号の基準に適合する旨を述べる十分な機会を與えた

後、提出する答申を得て、当該運賃及び料金が左の各号の基準に適合するかどうかを審査して運賃及び料金の変更の要否を決定し、変更すべきものと決定したときは、当該港灣運送事業者に対し、理由を示して、運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。

但し、第一項の規定による実施の予定の日から三十日を経過したときは、この限りでない。

一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。

二 特定の利用者に対し不当な差別当取扱をするものでないこと。

5 第三項の規定による命令があつた場合において、第一項の規定による実施の予定の日から三十日を経過したとき、又は別項の規定による運輸大臣の決定があつたときは、港灣運送事業者は、その日から当該運賃及び料金（同項の規定により変更の命令があつた場合には、その変更に係る運賃及び料金）を実施することができる。

(運賃及び料金の遵守)

第十條 港灣運送事業者は、前項の規定により実施することとなつた運賃及び料金よりも高額若しくは低額の運賃及び料金を收受してはならず、又は收受した運賃及び料金の払戻をしてはならない。

(港灣運送約款)

第十一條 一般港灣運送事業の登録を受けた者（以下「一般港灣運送事業者」という。）は、運輸省令で定める手続に従い港灣ごとに港灣運

送約款を定め、これを実施しようとする日の三十日前までに運輸大臣に届け出るとともに、営業所において利用者の見易いようにこれを指示しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 利害関係人は、前項の規定により一般港灣運送事業者が定めた港灣運送約款が不当であると認めるときは、同項の期間内に、運輸大臣に対し、その理由を具して港灣運送約款の変更を一般港灣運送事業者に命ずべきことを請求することができる。

3 運輸大臣は、前項の請求があつたとき、又は自ら第一項の規定により一般港灣運送事業者が定めた港灣運送約款が次項各号の基準に適合しないと認めるときは、当該一般港灣運送事業者に対し、港灣運送約款の実施を延期すべきことを命ずることができる。

4 運輸大臣は、前項の命令をした場合には、運輸審議会が当該一般港灣運送事業者に対し、当該港灣運送約款が左の各号の基準に適合する旨を述べる十分な機会を與えた後、提出する申答を得て、当該港灣運送約款が左の各号の基準に適合するかどうかを審査して港灣運送約款の変更の要否を決定し、変更すべきものと決定したときは、当該一般港灣運送事業者に対し、理由を示して、港灣運送約款を変更すべきことを命ずることができる。但し、第一項の規定による実施の予定の日から三十日を経過したときは、この限りでない。

一 利用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。
二 少くとも貨物の受取及び引渡並びに一般港灣運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

5 第三項の規定による命令があつた場合において、第一項の規定による実施の予定の日から三十日を経過したとき、又は前項の規定による運輸大臣の決定があつたときは、一般港灣運送事業者は、その日から当該港灣運送約款（同項の規定により変更の命令があつた場合は、その変更に係る港灣運送約款）を実施することができる。（運賃、料金及び港灣運送約款の揭示）

第十二條 港灣運送事業者は、第九條及び前條の規定により実施することとなつた運賃、料金及び港灣運送約款を営業所において利用者の見易いように揭示しなければならない。

第十三條 一般港灣運送事業者は、その責に帰すべき事由により貨物の引渡をすることができないときは、荷受人の費用をもつてこれを倉庫業者に寄託することができる。

第十四條 港灣運送事業者は、その名義を他人に港灣運送事業のために利用させてはならない。（差別取扱等の禁止）
第十五條 港灣運送事業者は、特定の利用に対し貨物の多寡その他の理由により不当な差別的取扱をしてはならない。（全部下請の禁止）
第十六條 港灣運送事業者は、港灣運送を引き受けた場合には、第二條第二号、第三号又は第四号の行為の少くとも一部を自ら行わなければならない。

第十七條 港灣運送事業者は、第五條第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その事由が生じた日から三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第十八條 港灣運送事業者は、第九條及び第七條の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合に準用する。

第十九條 港灣運送事業者は、その雇用する労働者及び事業の施設で、運輸省令で定めるものを変更したときは、三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第二十條 港灣運送事業者は、その事業を廃止したときは、三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第二十一條 運輸大臣は左の各号に掲げる場合においては、当該港灣運送事業者の登録をまつ、消しななければならない。
一 前條の規定による届出があつた場合
二 次條の規定により港灣運送事業の登録を取り消した場合
（事業の停止及び登録の取消）
第二十二條 運輸大臣は、港灣運送事業者が左の各号の一に該当するときは、三箇月以内において当該事業の停止を命じ、又は当該港灣運送事業の登録を取り消すことができる。

第二十三條 港灣運送事業者は、その地位を承継した者は、その事由が生じた日から三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。
（事業の譲渡）
第二十四條 港灣運送事業者が港灣運送事業を譲渡したときは、譲受人は、譲渡人のこの法律の規定による地位を承継する。

第二十五條 港灣運送事業者は、前項の譲渡があつた場合に準用する。
（事業の閉止）
第二十六條 港灣運送事業者は、その事業を閉止したときは、三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第二十七條 港灣運送事業者は、左の各号に掲げる場合においては、当該港灣運送事業者の登録をまつ、消しななければならない。
一 前條の規定による届出があつた場合
二 次條の規定により港灣運送事業の登録を取り消した場合
（事業の停止及び登録の取消）
第二十八條 運輸大臣は、港灣運送事業者が左の各号の一に該当するときは、三箇月以内において当該事業の停止を命じ、又は当該港灣運送事業の登録を取り消すことができる。

第二十九條 港灣運送事業者は、前項の譲渡があつた場合に準用する。
（事業の閉止）
第三十條 港灣運送事業者は、その事業を閉止したときは、三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第三十一條 港灣運送事業者は、左の各号に掲げる場合においては、当該港灣運送事業者の登録をまつ、消しななければならない。
一 前條の規定による届出があつた場合
二 次條の規定により港灣運送事業の登録を取り消した場合
（事業の停止及び登録の取消）
第三十二條 運輸大臣は、港灣運送事業者が左の各号の一に該当するときは、三箇月以内において当該事業の停止を命じ、又は当該港灣運送事業の登録を取り消すことができる。

第三章 港灣運送事業抵当
（港灣運送事業財団の設定）
第二十三條 港灣運送事業者は、抵当の目的とするため、港灣運送事業財団を設けることができる。
（財団の組織）
第二十四條 港灣運送事業財団は、左に掲げるものであつて、同一の港灣運送事業者に属し、且つ、港灣運送事業に関するものの全部又は一部をもつて組成することができる。

一 上屋、荷役機械その他の荷さばき施設及びその敷地
二 はしけ及び引船
三 事務所その他港灣運送事業のため必要な建物及びその敷地
四 第一号又は前号に掲げる工作物を所有し、又は使用するため他人の不動産の上に存する地上権、登記した賃借権及び第一号又は前号に掲げる土地のために存する地役権
五 港灣運送事業の経営のため必要な器具及び機械
（財団設定の制限）
第二十五條 前條第一号又は第三号に掲げる不動産のいずれもが存しないときは、港灣運送事業者は、港灣運送事業財団を設けることができない。

（工場抵当法の準用）
第二十六條 港灣運送事業財団については、この法律に規定するものの外、工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）中工場財団に関する規定を準用する。この場合において、同法第十七條及び同法第四十五條中「工場所在地」とある

第一類第十二号 運輸審議会議録第十八号 昭和二十六年三月三十日

のは、港灣運送事業法第二十四條第一号又ハ第三号ニ掲クル不動産ノ所在地」と読みかえるものとす。

(届出設定の届出)

第二十七條 港灣運送事業者は、港灣運送事業財団を設定したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

(財団の存続)

第二十八條 港灣運送事業財団は、その所有者が港灣運送事業者でない者になつたことにより消滅することがない。

第四章 雜則

(訴願)

第二十九條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政官庁のした処分不服のある者は、訴願することができる。

(職権の委任)

第三十條 この法律に規定する運輸大臣の職権の一部であつて政令で定めるものは、海運局長(運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三十九條の海運局長をいう。)が行う。

(運輸審議会の意見の尊重)

第三十一條 運輸大臣は、第七條第一項の登録の拒否、第九條若しくは第十一條の規定による運賃及び料金若しくは港灣運送約款の変更に係る事項又は第二十二條の処分に関しては、運輸審議会にはかり、その決定を尊重して、処理しなければならない。

(港灣管理者に対する通知等)

第三十二條 運輸大臣は、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の

規定による港灣管理者(以下単に「港灣管理者」という。)が設立された港灣における第九條又は第十一條の規定による運賃及び料金又は港灣運送約款の変更に係る事項に関しては、当該港灣管理者の意見を聞かなければならぬ。

2 運輸大臣は、港灣管理者が設立された港灣における港灣運送事業に關し第六條第一項の規定による登録をした場合及び第二十一條の規定による登録のまつ消をした場合においては、その旨を当該港灣管理者に通知しなければならぬ。

(報告徴収等)

第三十三條 運輸大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、港灣運送事業者にはしけの使用その他事業に關し報告をさせることができる。

(報告徴収等)

2 運輸大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、港灣運送事業者の事務所若しくは事業者又ははしけ若しくは引船に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 当該職員は、前項の規定により検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

4 第二項の検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

第五章 罰則

第三十四條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四條の規定に違反して港灣運送事業を営んだ者
二 第十四條の規定に違反した者
第三十五條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第九條第一項の規定による届出をしない、又は同條第三項の延期の命令若しくは同條第四項の変更の命令に違反して、運賃又は料金を收受した者
二 第十條の規定に違反した者
三 第十一條第一項の規定による届出をしない、又は同條第三項の延期の命令若しくは同條第四項の変更の命令に違反して港灣運送約款を実施した者
四 第十六條の規定に違反した者
五 第二十二條第一項の規定による事業の停止の処分違反した者

第三十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に關して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、この限りでない。

第三十七條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第九條第一項、第十一條第一項又は第十二條の規定による揭示をせず、又は虚偽の揭示をした者
二 第十七條第一項若しくは同條第三項、第十八條第二項(第十九條第二項において準用する場合を含む。)又は第二十條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第三十三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
四 第三十三條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附則

(施行期日)

1 この法律施行の期日は、公布の日から九十日をこえない期間内に於いて、政令で定める。

(他の法律の改廃)

2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三條ノ四中「又ハ自動車交通事業財団登記簿」を、自動車交通事業財団登記簿又ハ港灣運送事業財団登記簿」に改める。
3 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項第十一号の次に次の一号を加える。
十二 港灣運送事業担当

4 運輸省設置法の一部を次のように改正する。
第四條第一項第二十七号の次に次の一号を加える。
二十七の二 港灣運送事業の登録をすること。

第六條第一項第十一号の四の次に次の一号を加える。

二 第十七條第一項若しくは同條第三項、第十八條第二項(第十九條第二項において準用する場合を含む。)又は第二十條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第三十三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
四 第三十三條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一の五 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第 号)の規定により運輸審議会にはかることを要する事項
第二十六條第一項第八号の次に次の一号を加える。
八の二 港灣運送事業の登録に關すること。
第四十條第一項第二十一号の次に次の一号を加える。
二十一の二 港灣運送事業の登録に關すること。

5 自動車抵当法施行法(昭和二十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第五條中「及び道路運送法施行法」を、道路運送法施行法」に改め、「自動車交通事業財団」の下に「及び港灣運送事業法(昭和二十六年法律第 号)による港灣運送事業財団」を加える。

6 海事代理士法(昭和二十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。
別表第二中第五号の次に次の一号を加える。
五の二 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第 号)
(経過規定)
7 この法律施行の際現に港灣運送事業を営んでいる者は、この法律施行の日から六十日以内は、第四條の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。その期間内に第五條の規定により登録を申請した場合において、その申請について登録をした旨又は登録を拒否する旨の通知を受ける日まで同様とする。

(施行期日)

1 この法律施行の期日は、公布の日から九十日をこえない期間内に於いて、政令で定める。

(他の法律の改廃)

2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三條ノ四中「又ハ自動車交通事業財団登記簿」を、自動車交通事業財団登記簿又ハ港灣運送事業財団登記簿」に改める。
3 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項第十一号の次に次の一号を加える。
十二 港灣運送事業担当

4 運輸省設置法の一部を次のように改正する。
第四條第一項第二十七号の次に次の一号を加える。
二十七の二 港灣運送事業の登録をすること。

第六條第一項第十一号の四の次に次の一号を加える。

9 一般港灣運送事業者又は附則第七項の規定により一般港灣運送事業を営む者は、第十一條の規定にかかわらず、この法律施行の日から五箇月間は、第十一條の規定による手続を経て定めた港灣運送規約によらないで港灣運送の引受をしてもよい。

港灣運送事業は、いわゆる大運送に對する小運送あるいは基本運輸に對する附帶運輸の事業でありまして、海上運送に先行し、または後続して貨物の海陸連絡運送をなすものであります。が、なお海上運送と陸上運送とを連絡中継し、また事業經營上最も良好な立地條件を備える港灣地帯に集中いたしておきます各種の重要産業に對し、みづから集貨配達をも行つていたのであります。そして、社会的、経済的にきわめて重要な役割をになつておることは申すまでもありません。

しかるにわが国における港湾運送事業の現状を見ますると、この事業に特有の波動性により常に零細化し、後進化する内在的傾向を有することとも関

すなわち登録については、要件充足主義に基きまして、一定の要件を具備する者は必ずこれを行うものとし、反面一定基準に対する不適格業者についてはその登録を拒否し、無登録営業はこれを禁止いたしますとともに、登録を受けた事業者につきましても、この法律に違反した場合等におきましては事業の停止を命じ、または登録を取消すことがあるものといいたしました。

第二は、公正な競争を確保し、事業の健全な発達をはかり、その近代化を促すとともに、利用者の利益を保護するよう合理的運賃料金制度を実施することとしたことであります。すなわち運賃料金制につきましては、各事業者が実施しようとする運賃料金を定めまして、実施予定日の三十日前までに運輸大臣に届け出で、かつ一般に公示するものとし、この実施猶余期間内に利害関係人に対して異議申立てを認め、異議申立てがあつたときは、運輸大臣は運輸審議会の開催する公聴会において十分意見を述べる機会を与えるとともに、不当と認めるものについてはその変更を命ずることがあるものといいたしました。その合理化をはかり、かくて実施し得ることとなつた運賃料金については、嚴格にこれを遵守しなければならぬものといいたしました。

第三は、設備資金の円滑な融資が、動産の多いこの事業において、担保の問題により著しく阻害されている事実にかんがみまして、施設の拡充合理化を可能ならしめ、かつこれを促進するため、この事業に財団抵当制度を確立することとしたことであります。すなわち港湾運送事業に關し、同一の事業者に属する上屋、倉庫、はしけ、荷

以上がこの法律案の内容のおもな点であります。右に述べました理由により、この法律案を早急に制定する必要ががありますから、どうぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○大澤委員長代理 本日はこれにて散会いたします。明日は十時半から開会いたします。

午後四時四十六分散會

昭和二十六年四月十三日印刷

昭和二十六年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所